

ワンレスト・ロジスティクス株式会社
代表取締役 井上 一哉 様

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子
(公 印 省 略)

産業廃棄物収集運搬業の許可について (通知)

令和7年10月31日に申請のあったこのことについては、別添のとおり許可されました。

ついては、事業の実施に当たり下記の事項に留意するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令に定める諸規定を遵守してください。

(担当) 環境建築局 環境・循環推進課 廃棄物担当 野津 電話0859-31-9323

記

- 1 許可に関する事項を変更しようとする場合は次に掲げる所定の手続きを経ること。
 - (1) 変更許可申請を知事に提出しなければならないもの
 - ア 積替え保管行為を追加しようとする場合
 - イ 取り扱う産業廃棄物の種類を拡大又は変更しようとする場合
 - (2) 廃止届又は、業務内容の変更届を知事に提出しなければならないもの
 - ア 事業の全部又は一部を廃止した場合
 - イ 氏名又は名称及び法人にあってはその業務を行う役員、事業場の代表者である使用人又は株式総数（出資額）の百分の五以上の株主（出資者）が変更された場合
 - ウ 住所及び事業場の所在地が変更された場合
 - エ 主たる施設及びその設置場所並びに主たる設備の構造又は規模に変更を生じた場合
- 2 法に定める欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内にその旨を届け出ること。
- 3 本許可は、鳥取県内に限り有効なものであること。
- 4 産業廃棄物を運搬する場合には、次のとおり運搬車両へ表示するとともに、書面等を備え付けること。
 - (1) 運搬車両の両側面への表示
 - ア 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示（1文字の大きさ約5センチメートル以上）
 - イ 許可業者の氏名又は名称（1文字の大きさ約3センチメートル以上）
 - ウ 許可番号（下6桁、1文字の大きさ約3センチメートル以上）
 - (2) 運搬車両への書面等の備え付け
 - ア 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - イ 産業廃棄物管理票（電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・数量等を記載した書面又はこれらの電子情報）

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

許可番号 03104191970

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県東広島市志和町奥屋2335番地1

氏 名 ワンレスト・ロジスティクス株式会社

代表取締役 井上 一哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治



許可の年月日 令和 7年12月 3日

許可の有効年月日 令和12年12月 2日

1. 事業の範囲

別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7年11月25日 更新許可

5. 積替え許可の有無

鳥取市 有 ・ ☐ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☐ 有 ・ 無

別紙

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	ゴムくず	—
(11)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(12)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	鋳さい	—
(14)	がれき類	—

- ・以上14品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
- ・(6)、(12)及び(14)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- ・(2)、(6)、(11)及び(12)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

